

子ども・青少年の健全育成支援に関する事業について（概要）

1 次世代育成基金

- 次代を担う子どもたちが、異なる国や地域の自然・文化・芸術に触れる機会や、スポーツ交流などの様々な体験事業に参加することを通して、将来の夢を抱き、夢に向かって健やかに育てるように、区の出資金及び一般からの寄附金を基金に積み立てています。積み立てた基金は、子どもたちの体験・交流事業に活用しています。

2 小学生の放課後等の居場所

(1) 児童館

- 児童館は、0歳から18歳未満の子どもが気軽に利用できる身近な居場所です。遊びや自主的な活動等を通して、心身ともに健やかに成長できるよう支援しています。

(2) 学童クラブ

- 学童クラブは、就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生の遊びと生活の場です。障害等により、特別な支援が必要な児童や医療的ケアが必要な児童の受入を行っています。

(3) 放課後等居場所事業

- 放課後等に小学校の施設を活用して小学生の居場所を提供する「放課後等居場所事業」を実施しています。（児童館再編による新たな子どもの居場所づくりの取組）

3 乳幼児親子の居場所

(1) 児童館（ゆうキッズ）

- 子育てに対する保護者の不安感や負担感の軽減を図るとともに、子育て力の向上を支援するため、すべての児童館において、乳幼児親子が気軽に集い、交流ができる場の提供や乳幼児親子向けプログラム等を実施しています

(2) 子ども・子育てプラザ

- 区立施設再編整備計画に基づき、乳幼児親子を主たる利用対象とする施設として、健全な遊びを通じた育成支援事業のほか、子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業等）等を実施しています。（児童館再編による新たな子どもの居場所づくりの取組）

4 中・高校生の居場所

(1) 児童青少年センター（ゆう杉並）

- ゆう杉並は、中・高校生を主な利用者として、中・高校生の多様なニーズに応えるとともに、自主的な活動への支援を行っています。

(2) 中・高校生の新たな居場所づくり

- 区立施設再編整備計画に基づき、永福図書館とコミュニティふらっと永福との複合施設を活用し、中・高校生が気軽に集い、交流ができる居場所を提供しています。（児童館再編に

よる新たな子どもの居場所づくりの取組)

5 その他の事業

(1) 地域・団体との連携による健全育成の推進

- 青少年の健全育成に取り組む地域団体等の活動を支援するとともに、それらの団体等との協働により、各種事業を実施することを通して、地域全体で青少年の健全育成を支える取組を推進しています。

(2) 地域子育てネットワーク事業

- 各小学校区域で「出会い・ふれあい・支えあい」をスローガンに、地域や学校関係者、子育て支援団体等との連絡会議の開催や、地域の伝統行事、健全育成事業の共催等を実施しています。また、区民からの企画を取り入れた「区民企画事業」を行い、地域交流活動の促進を図っています。

(3) 青少年問題協議会

- 青少年問題に関する施策に対して必要な事項を調査・審議するとともに、区内関係機関・団体との連絡調整を図るために設置された区長の附属機関です。

(4) 青少年善行表彰

- 善意の行為の気運を高めるため、模範となる善い行いをした青少年を表彰しています。

(5) 二十歳のつどい

- 20歳という節目の年に改めて成人であることの自覚と自立を促し、次代を担う青年への期待と励ましを伝えるため、成人の日に「二十歳のつどい」を実施しています。令和4年度より成年年齢が18歳に引き下げられましたが、区では引き続き20歳を対象とした式典を開催しています。

(6) 友好都市交流事業

- 杉並区の交流自治体である群馬県東吾妻町、北海道名寄市と、小学4年～6年生を対象とした子ども交流会を実施しています。平成24年度から次世代育成基金活用事業としています。

(7) 子どもプレーパーク事業

- 区内の公園において、子どもたちがたき火・泥遊び・ロープワーク等を通じて、自らのアイデアや創造力を活かし、自由に遊びを作り出すことができる「プレーパーク事業」を実施しています。

6 今後のより良い子どもの居場所づくりの検討

- 区では、基本構想で定める子ども分野の将来像「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」を実現していくため、区における今後の子どもの居場所づくりの指針となる「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を、令和6年度を目途に策定することとしています。
- 令和5年11月、全庁的な庁内検討組織を新たに設置し、当事者である子どもをはじめ、関係者・関係団体等の意見を丁寧に聴取しながら検討を進めています。